

公的個人認証サービスの普及に向けた取組

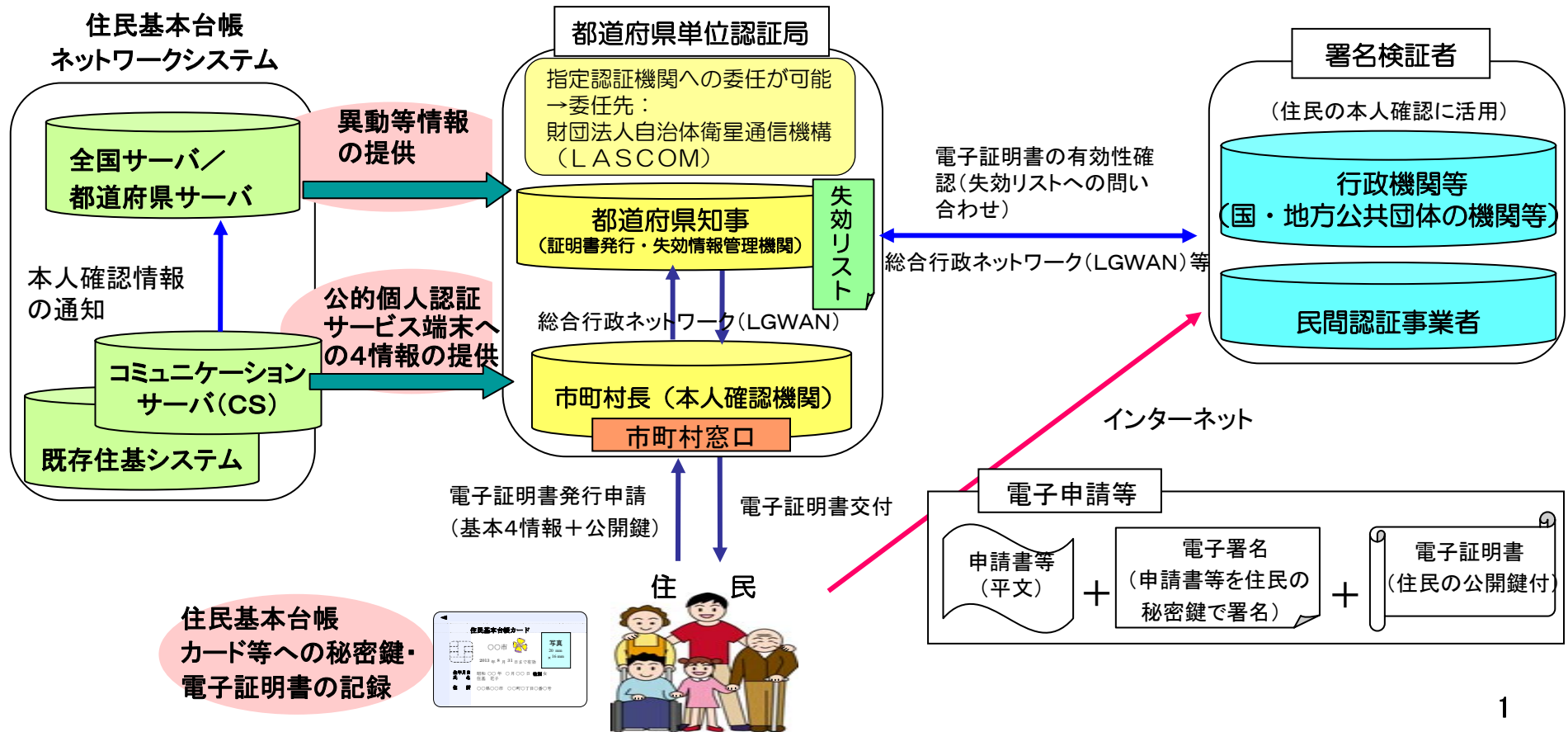
平成17年11月

総務省自治行政局自治政策課

公的個人認証サービス

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



公的個人認証サービスの普及に向けた取組

1. 電子証明書発行枚数

約10万枚（平成17年10月末現在）

2. 普及に向けた主な取組

- (1) 国・自治体の公的個人認証サービスを利用した行政手続の増加
- (2) 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大（行政手続の代理者や添付書類の発行者を追加）
- (3) 金融機関の口座開設時等における本人確認方法に公的個人認証を追加
- (4) 電気、ガス、医療など公益的分野への利用範囲の拡大を検討
- (5) 多様な活用方法の開発・実証

公的個人認証サービスの主な対象手続

国(11府省庁)

- ・ 国税の電子申告
- ・ 社会保険関係手続
- ・ 国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供
- ・ 商業・法人登記申請
- ・ 不動産登記申請
- ・ 動産譲渡登記申請
- ・ 恩給関連の申請
- ・ 無線局、無線従事者の免許
- ・ 航空従事者技能証明の申請等
- ・ 公認会計士試験の受験願書の提出
- ・ たばこ小売販売業の許可
- ・ 特定非営利活動法人の事業報告書の提出

今後、国の機関の手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み。

都道府県(39団体)

- ・ 旅券関係手続
- ・ 都道府県税の電子申告
- ・ 道路占用許可申請
- ・ 高圧ガス保安法関係手続
- ・ 調理師免許関係手続
- ・ 特定非営利法人関係手続

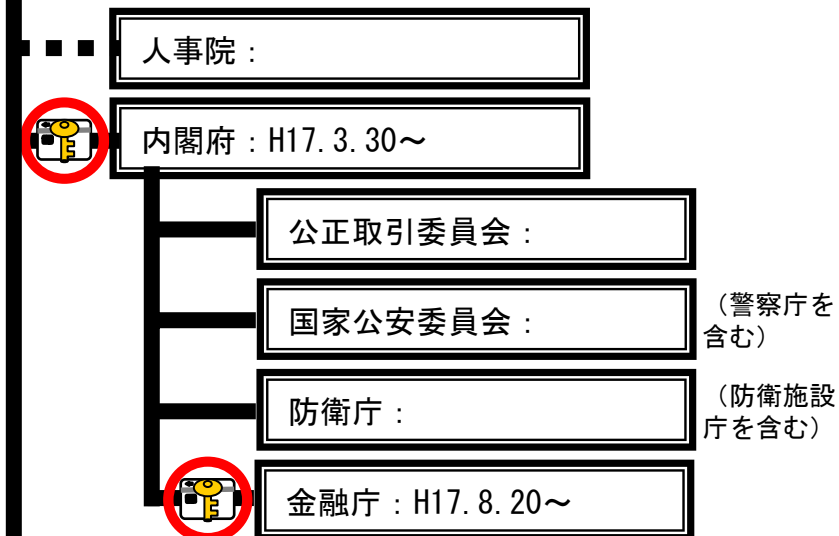
市町村(18都道府県内の市町村)

- ・ 住民票の写しの交付申請
- ・ 各種証明書(印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書等)の申請
- ・ 市町村税の電子申告
- ・ 介護保険関係手続
- ・ 児童手当関係手続
- ・ 国民健康保険関係手続
- ・ 医薬品販売業関係手続
- ・ 浄化槽使用関係手続

(注) 都道府県、市町村の対象手続は、地方公共団体ごとに異なる。

各府省受付システム等の公的個人認証サービス対応状況

内閣

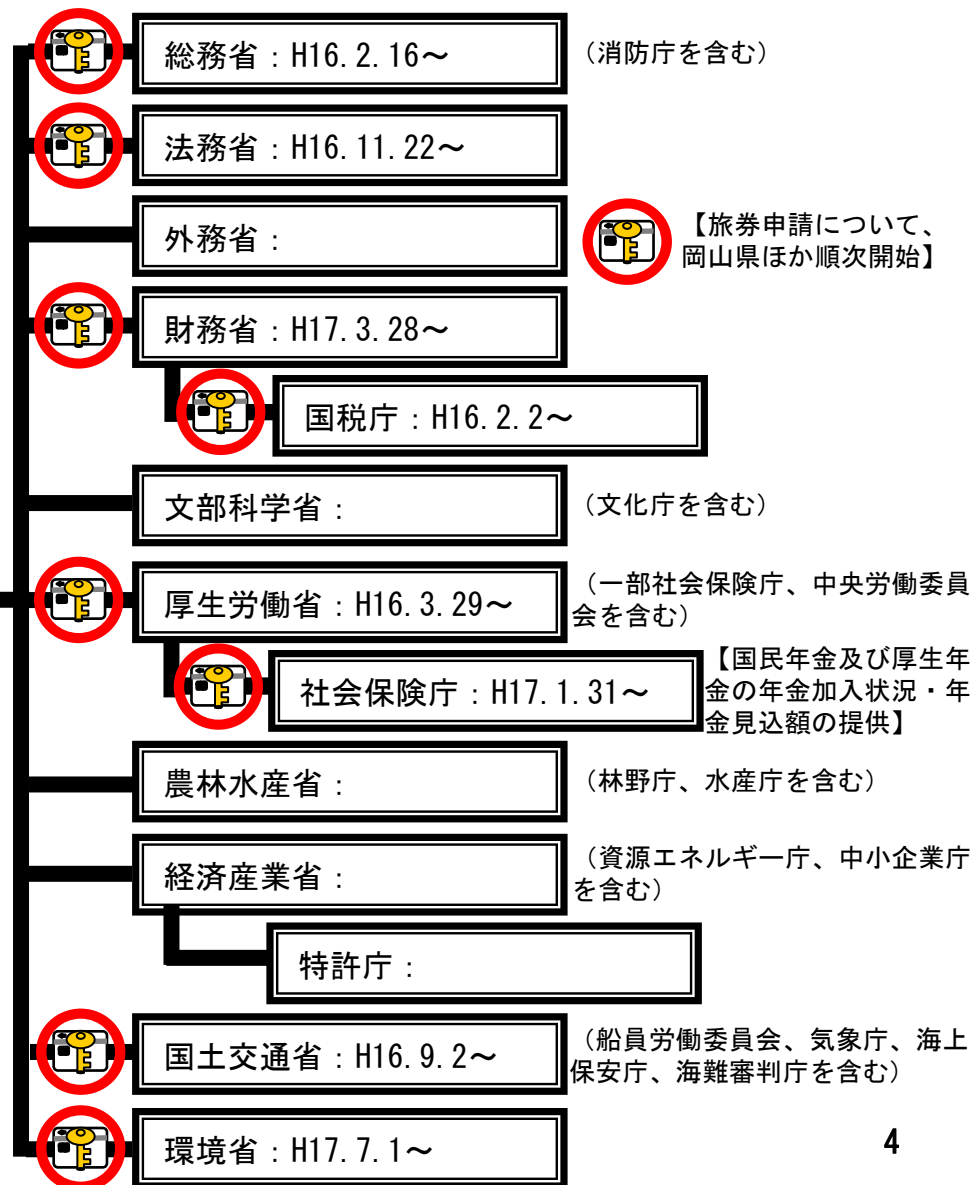


11 府省庁で開始
(H17. 10. 3現在)

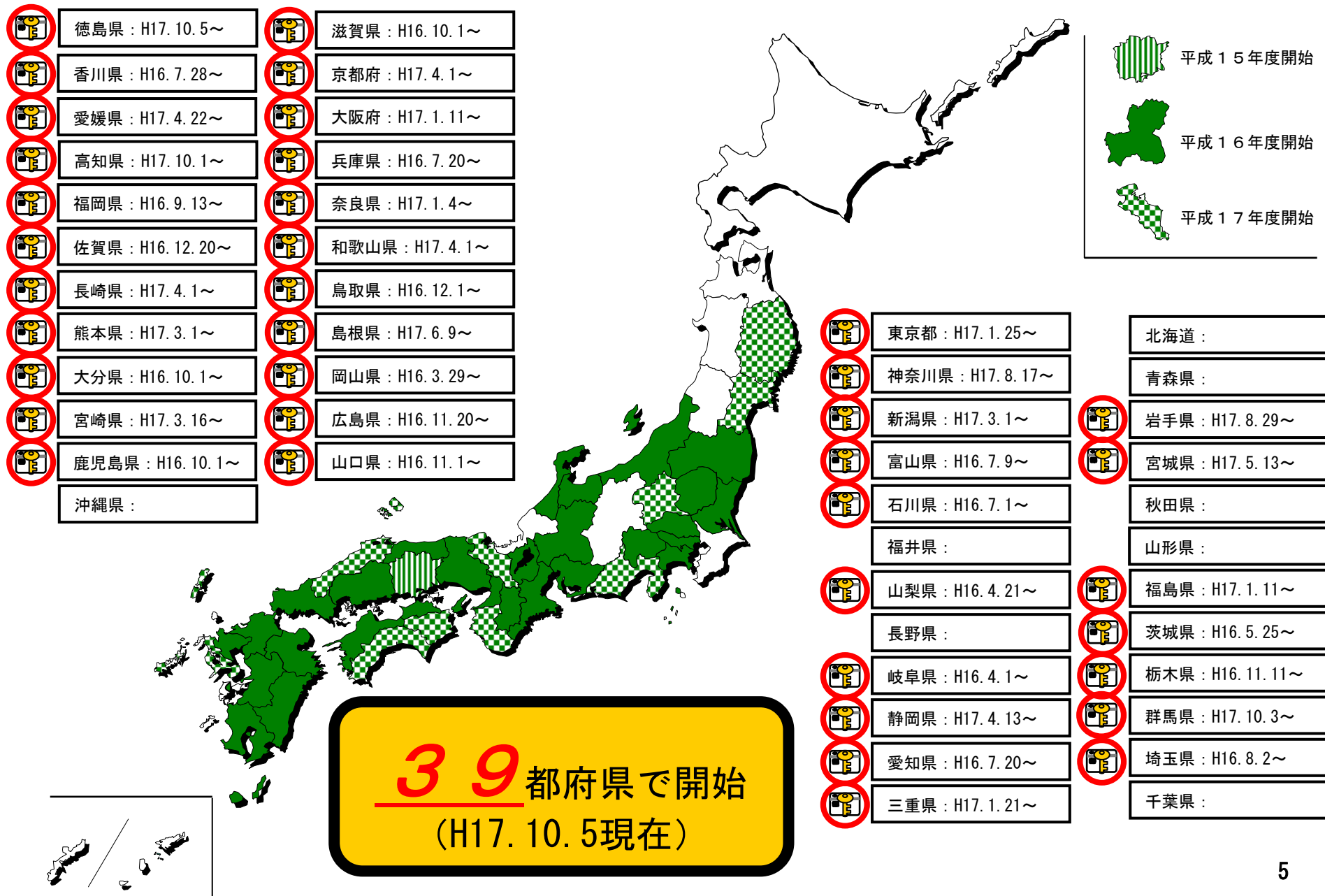
会計検査院 :

裁判所 :

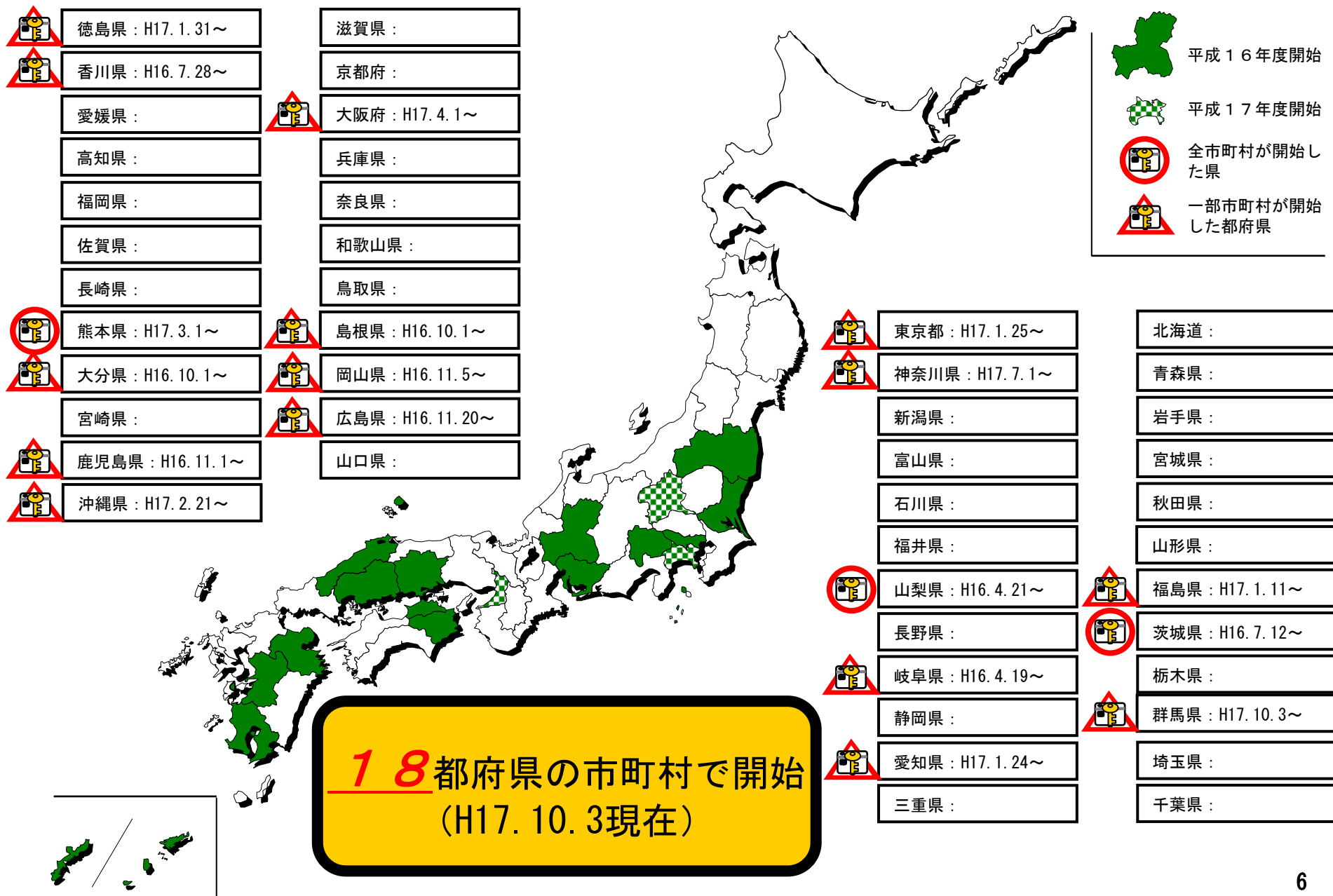
※内閣官房、内閣法制局、宮内庁、公害等調整委員会はオンライン化対象手続なし。



各都道府県受付システム等の公的個人認証サービス対応状況



各市町村受付システム等の公的個人認証サービス対応状況



公的個人認証法の改正

公的個人認証サービス

- オンライン行政手続等に必要な電子証明書を都道府県知事が発行。
 - ・平成16年1月29日にサービスの提供を開始。
 - ・電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円。
 - ・電子証明書は住民基本台帳カードに格納。

改正の主な内容：電子証明書の有効性を確認できる者の範囲を拡大。

<今後、不動産登記手続のオンライン化等に利用が拡大されるが、現行では支障が生ずるおそれ>

【現行】

○行政手続等を受ける行政機関等、裁判所

※上記のほか、一定の基準を満たした民間認証事業者も利用することができる。

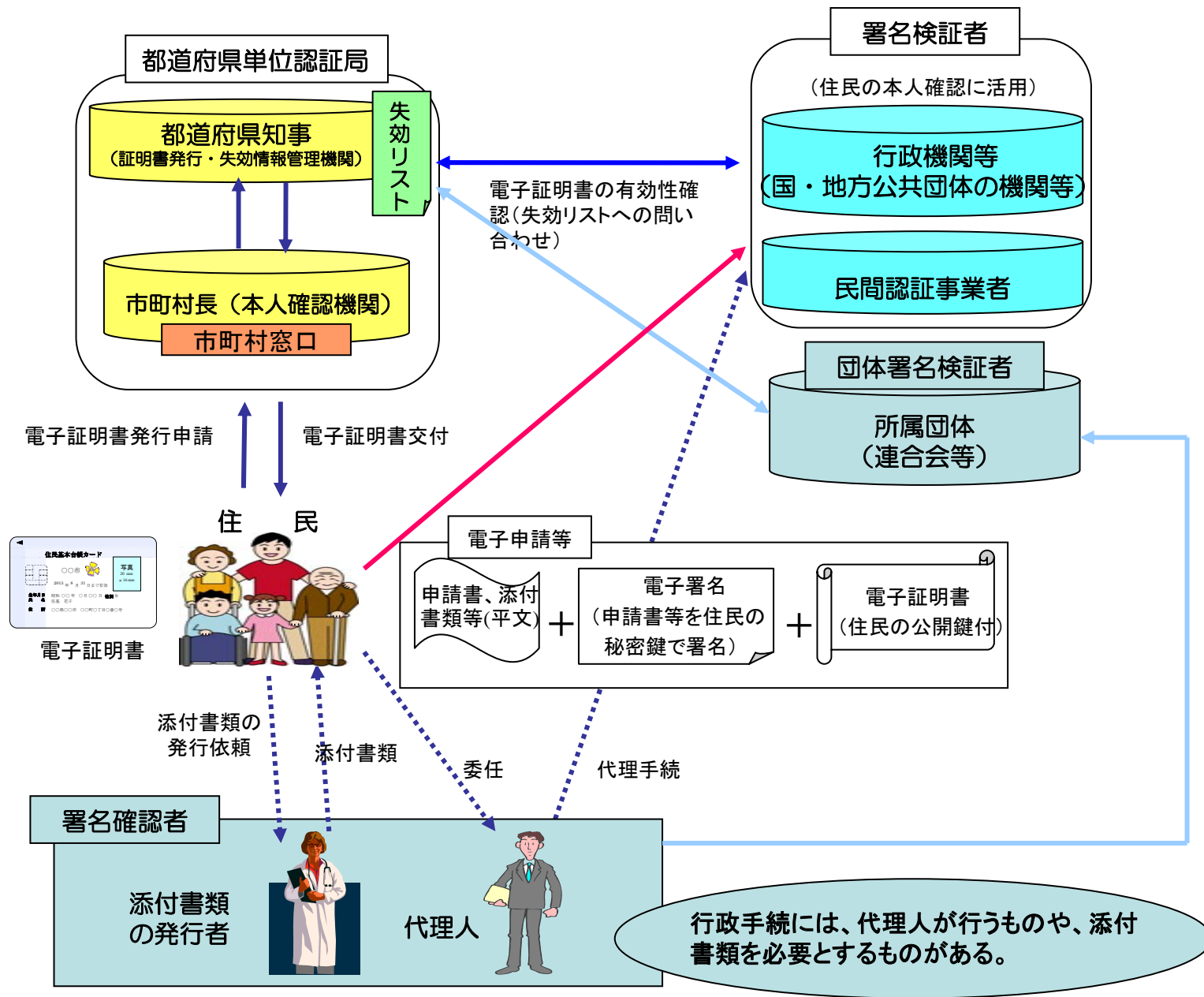
【改正後】

- 司法書士、行政書士等（行政手続等の代理を行う者）
- 公証人、医師等（行政手続等に必要な添付書類を発行する者）

→いずれも連合会等の所属団体を通じて有効性を確認。



公的個人認証サービスを利用した手続のイメージ



金融機関等による口座開設時等の本人確認方法の追加

金融機関等本人確認法及び外為法の省令を改正し、金融機関等による口座開設時等の本人確認方法として、公的個人認証サービスを追加。

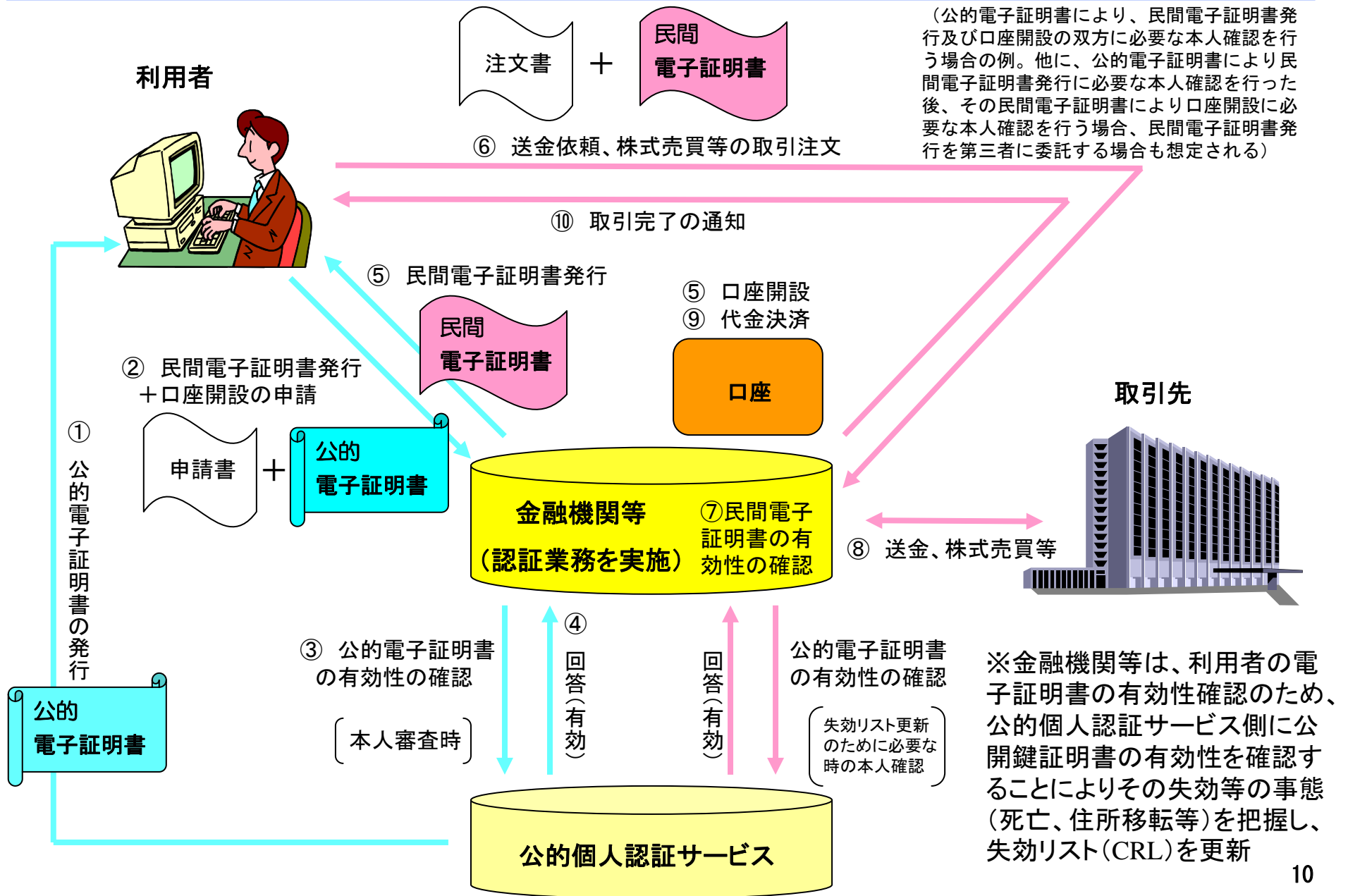
(改正省令は、10月11日施行)

金融機関等(認定認証事業者等たる金融機関等に限る。)が、顧客から、①顧客の電子署名が付された契約の申込及び②公的電子証明書を、③当該金融機関等が発行する民間電子証明書の発行申請と同時に、受ける方法。

(注)金融機関等が公的金融機関(郵政公社、商工中金等)である場合、③の要件は不要。

金融機関等が、顧客から、①顧客の電子署名が付された契約の申し込みを受ける場合に、併せて送信される②民間認証事業者が発行した民間電子証明書(認定認証事業者等が、公的電子証明書等により顧客の本人確認を行って発行したものに限る。)により本人確認を行う方法。

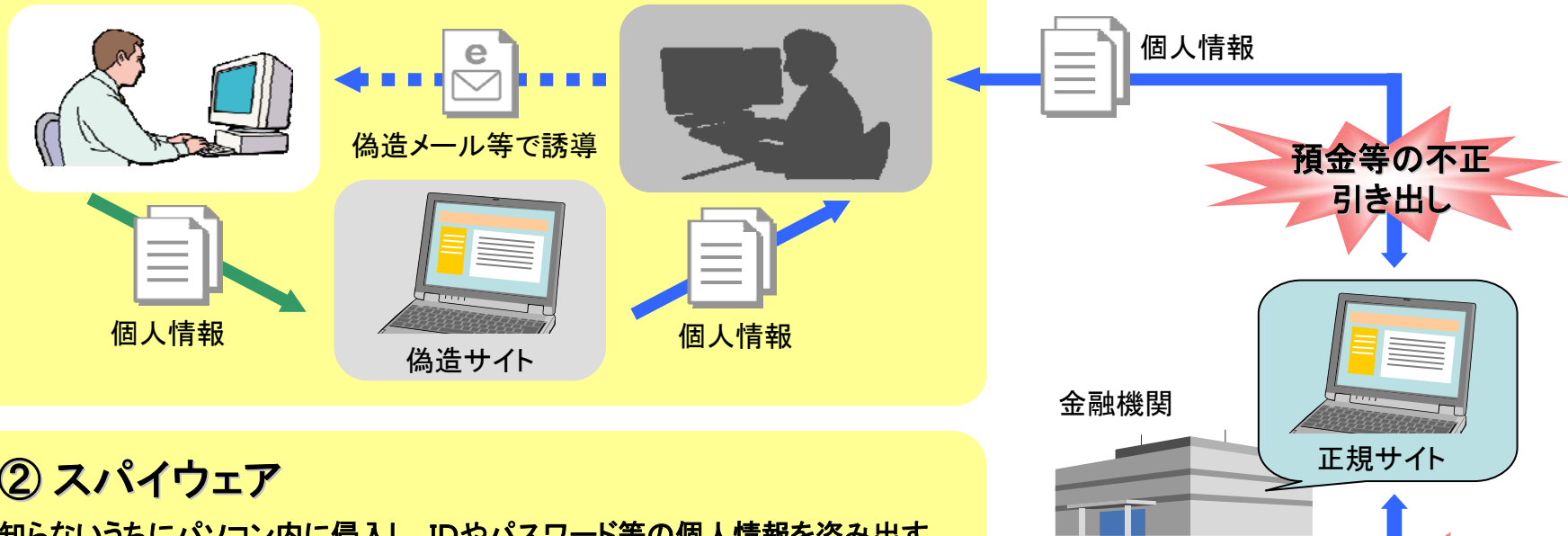
金融機関等による公的個人認証サービスの利用イメージ



ID・パスワード方式の危険性

① フィッシング

偽造メール等で顧客を本物そっくりの偽造サイトに誘導し、IDやパスワード等の個人情報を盗み出す。



② スパイウェア

知らないうちにパソコン内に侵入し、IDやパスワード等の個人情報を盗み出す。



その他、総当たり・類推によるヒットや、管理の困難性(パスワードを忘れる、メモしてしまう)などの問題。

フィッシング、スパイウェアによる被害の状況

1 フィッシング

- ・ 米国では、年間で約7,300万人が平均50件以上のフィッシングメールを受け取り、被害額は約9億3千万ドル(約1,000億円)に達する(米国ガートナー社調べ)。
- ・ わが国でも、本年6月、フィッシングに対する初めての摘発。今後、フィッシングによる被害の拡大が懸念される。

2 スパイウェア

- ・ わが国では、本年7月、インターネットバンキングを運営する3行において、スパイウェアに感染した顧客の口座から、合計9件、約940万円の不正振込。

より確かな本人確認が強く求められている状況。
信頼性の高い本人確認方法として、公的個人認証サービスの導入が有効。

金融機関等による公的個人認証サービスの利用の意義

1 利用者のメリット

- 口座開設手続きが便利に(一度の手続きで完了／ペーパーレス化)。
(現在は、①店舗窓口で手続き又は②申込書の送付を請求後、必要事項を記入した申込書及び印鑑登録証明書などの本人確認書類を郵送)
- 毎回のネット取引(送金依頼、株式売買等の注文)が安心・安全に。

2 金融機関等のメリット

- 口座開設処理が迅速・効率的に(全国集中処理／ペーパーレス化)。
- ネット取引の安全性を確保(PKIによる本人確認)。

ネット取引の普及→店舗網、窓口規模などのインフラに関係なく、
商品内容のみにより、金融機関を選択可能／競争可能。

公益的分野への利用範囲の拡大

○平成18年度地方行財政重点施策（平成17年8月取りまとめ）（抄）

2. 新たな時代に対応した行政改革・行政運営の推進

（4）電子自治体の新たな展開

③住基ネット・公的個人認証サービスの利活用の推進

ア) 住基ネットの有効活用を推進するとともに、多目的利用サービスの推進を図ることにより住基カードの普及を促進。

イ) 公的個人認証サービスの電子申請等における利用拡大を図るとともに、利便性・信頼性向上方策の研究を推進。また、電気、ガス、医療など公益的分野への利用範囲の拡大を検討。

ウ) 携帯電話を使った申請や、休日や夜間でもコンビニ等の電子ロッカーで住民票の写しの受取などができるモデルシステムの導入・普及を促進。

公益的分野への利用範囲の拡大に関する検討会

1 保健医療福祉分野PKIと公的個人認証サービス・特定認証業務の連携等に関する検討委員会

- 趣旨：保健医療福祉分野の認証基盤（HPKI）と公的個人認証サービスの連携方策等を検討。
（→病院、診療所、介護施設等の保健医療福祉分野への公的個人認証の利用範囲の拡大を検討）
- 構成員：座長 ー東京工業大学・大山永昭教授
その他ー学識経験者、医療関係者（日本病院会、日本医師会等）、
厚生労働省、総務省（自治行政局、情報通信政策局） 等

2 官民連携ポータル検討会

- 趣旨：引越時の官民手続のワンストップ化に向けた課題等を検討。
（→電気、ガスなど公益的分野への公的個人認証の利用範囲の拡大を検討）
- 構成員：座長 ー情報セキュリティ大学院大学・辻井重男学長
その他ー学識経験者（中大・堀部教授等）、公益事業者、日本行政書士会連合会、
地方公共団体、総務省、経済産業省 等

多様な活用方法の開発・実証

1 公的個人認証サービス新活用方策開発・実証事業

- ・携帯電話端末を活用したユビキタス電子申請
- ・電子錠端末における利用 等

2 地域通貨モデルシステムにおける利用

3 電子アンケートシステム（ICTを活用した住民参画）における利用

公的個人認証サービス新活用方策開発・実証事業

1 目的

公的電子証明書の活用範囲を拡大することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、公的個人認証サービス（住民基本台帳カード）の普及や、行政手続のオンライン化を推進。

2 概要

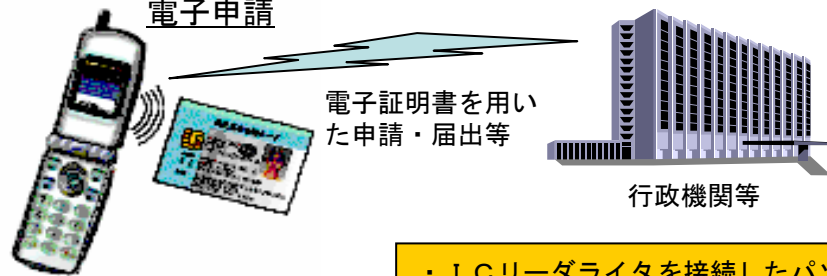
（平成17年度予算「次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業」で実施）

現在、パソコンを利用したインターネットによる行政機関等への申請・届出等手続に利用されている電子証明書につき、①住民が手軽に入手可能、②厳格な本人確認が可能、③無人での利用が可能といった特徴を活かした新たな活用方策のモデルシステムを開発・実証（成果は全国の地方公共団体等で利用可能とする）。

【想定されるテーマ】

1) 携帯電話端末を活用したユビキタス

電子申請



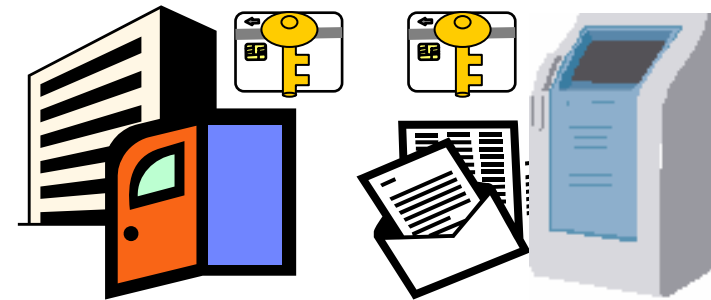
どこからでも



- ・ ICリーダライタを接続したパソコンからの電子申請
- ・ 利用できる場所が自宅・会社等に限定

- 携帯電話端末をICリーダライタとして活用。
- 携帯電話を利用してどこからでも電子申請等が可能。

2) 電子錠端末の利用



電子証明書を用いた公共施設の電子錠

電子証明書を用いた電子ロッカー

- 電子錠で無人かつ厳格に公共施設の入退室を管理。
- 休日や夜間でも身近な駅・コンビニ等の電子ロッカーで住民票の写し等を受領。

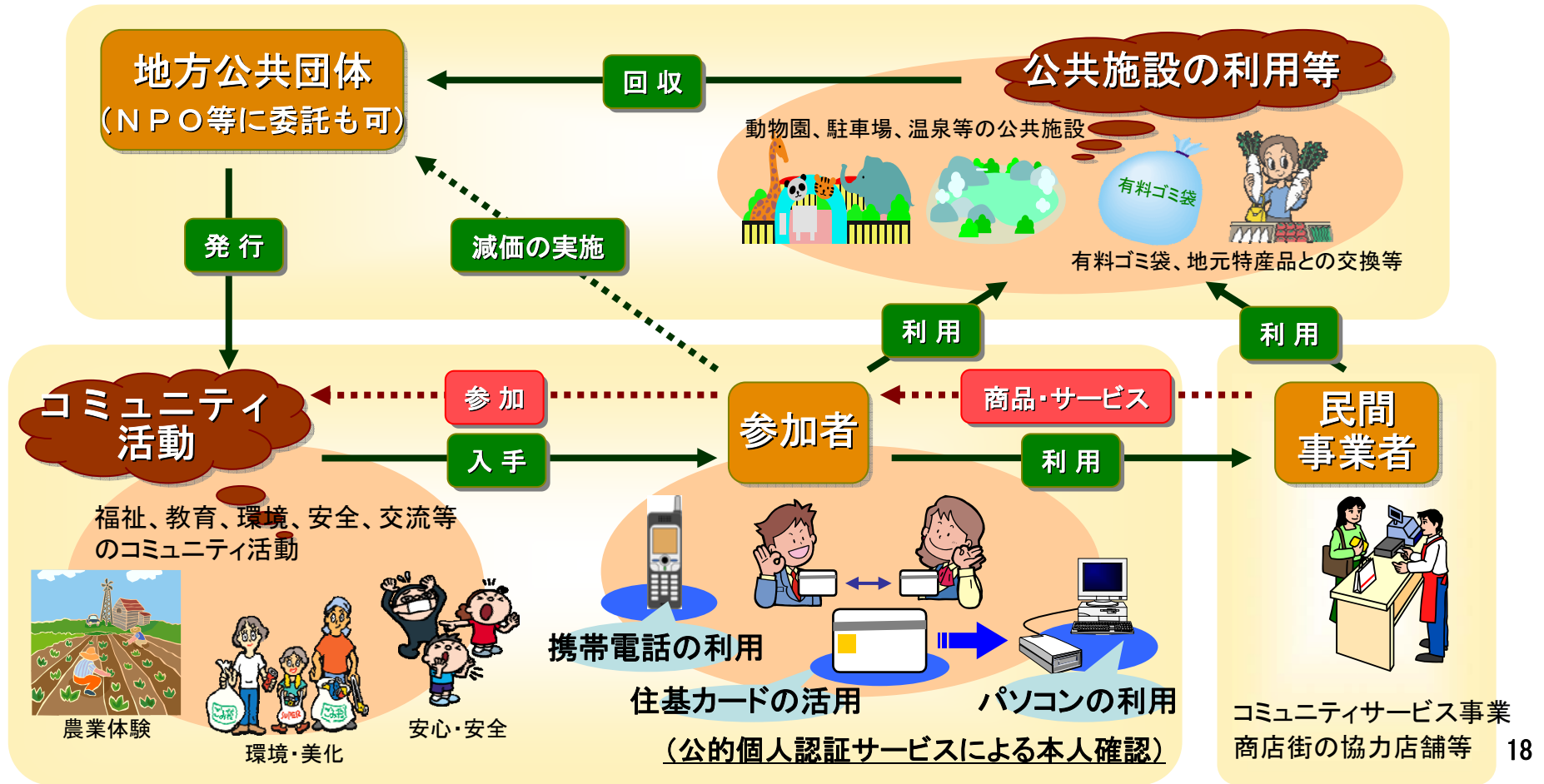
ICTを活用した地域通貨

地域通貨とは

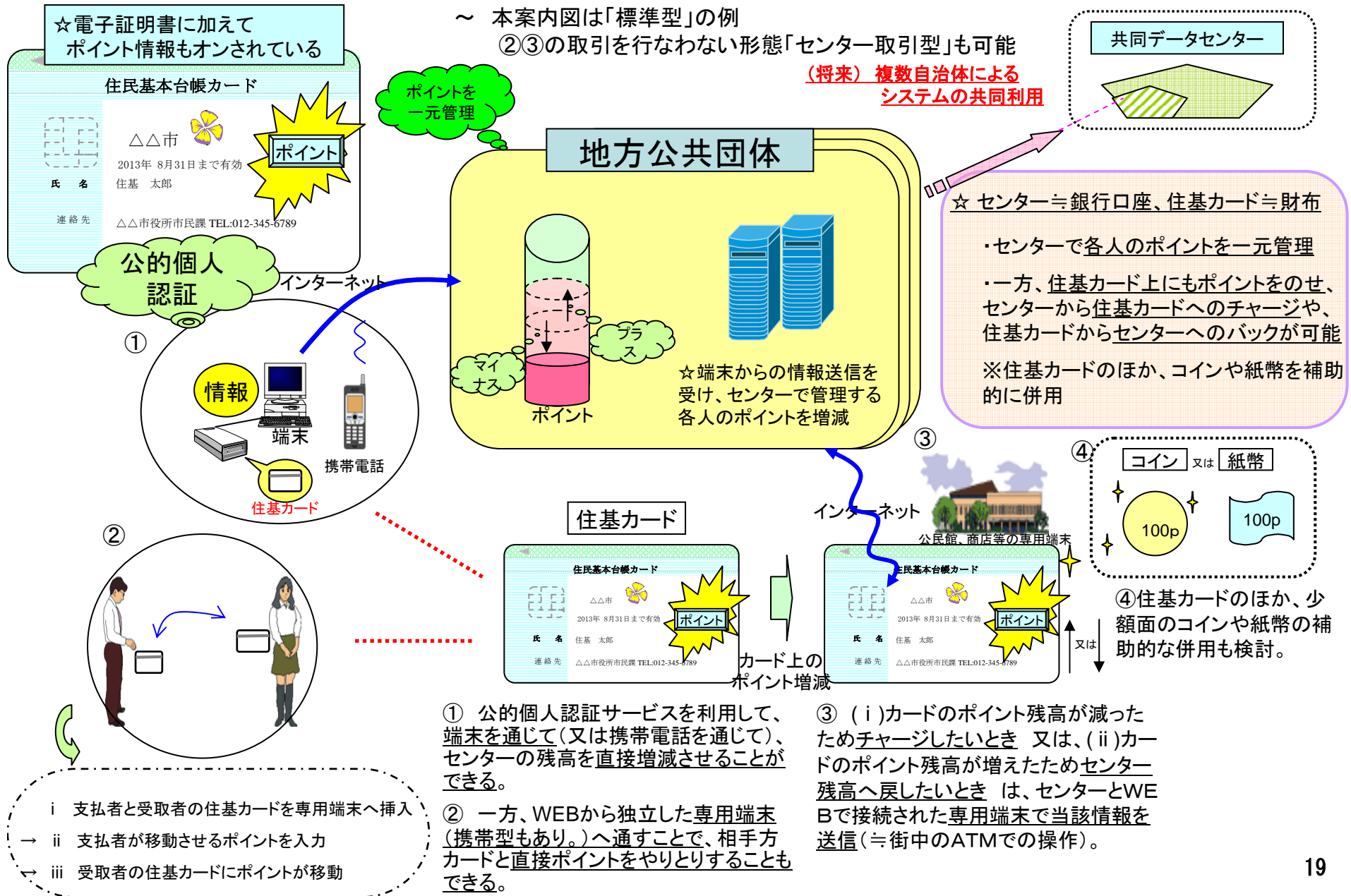
特定の地域内などで限定的に流通し、法定通貨では表現されにくい「価値」を交換するための媒体

期待される効果

- コミュニティ活動の活性化
ボランティア活動の促進、コミュニティ・サービス事業の活性化など
- 地域経済の活性化
地域内消費循環の促進、地元商店街の振興、地産地消の促進など



地域通貨モデルシステム

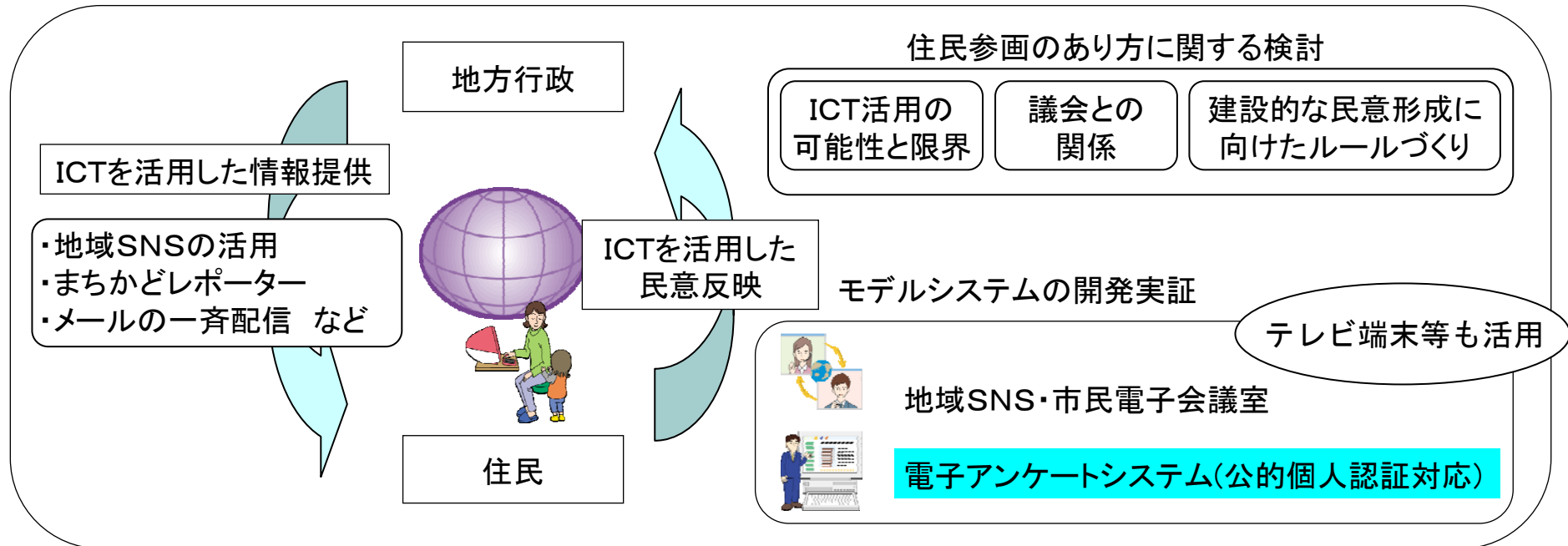


ICTを活用した住民参画の促進

インターネットの普及に伴い、ホームページや電子会議室を活用することにより、これまで時間的制約などから行政情報の入手や意見反映が難しかった層も含めた住民参画の促進が期待される。一方、デジタルディバイドや運営ノウハウの不足などによる問題点も指摘されている。

このため、住民への情報提供、住民の意見表明の場面におけるICTの活用方策や建設的な民意形成に向けたルールづくり等について研究会を設置し議論を深めるとともに、テレビ端末も活用するなどバリアフリーの視点も含め、ICTの活用により、地方行政への広範な住民参画を促進。

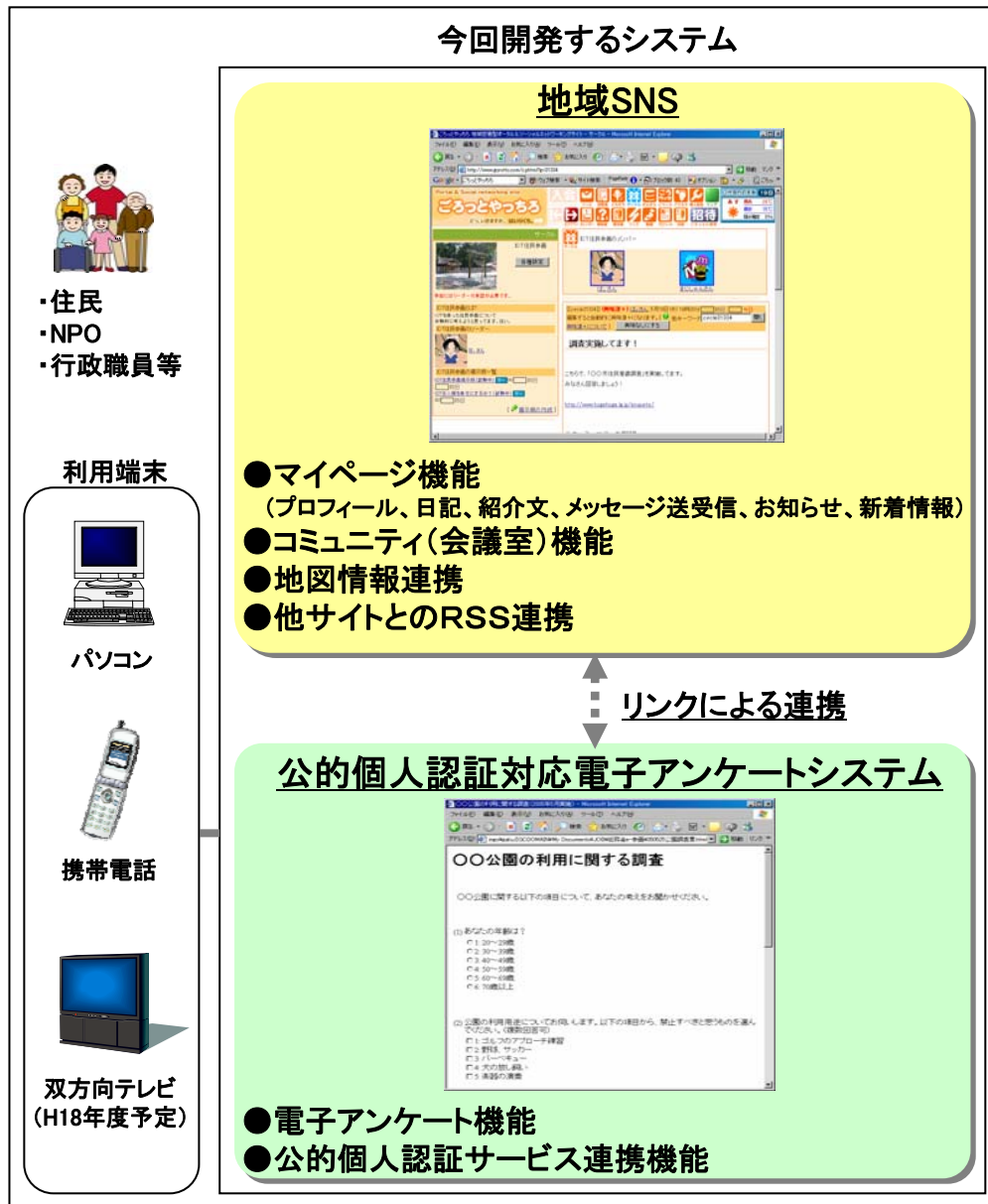
< 事業イメージ >



地方行政への住民参画の促進

住民参画システムのイメージ

● システムイメージ



● 災害時の利用イメージ(災害訓練として実施)

